

都城健康サービスセンター指定管理者候補者選定の概要

都城健康サービスセンターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

(2) 代表者名

会長 田口 利文

(3) 所在地

都城市姫城町8街区23号

(4) 設立年月日

明治21年8月25日 (法人設立 昭和22年12月13日)

(5) 従業員数

679名

(6) 業務内容

- ・医道の高揚 ・医学の振興 ・公衆衛生の啓発指導
- ・地域医療の推進及び発展 ・医事衛生の調査研究
- ・医師、その他医療関係者研修 ・准看護師、看護師養成
- ・医師会病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの設立運営
- ・救急医療センター、健康サービスセンターの指定管理運営

2. 指定期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城健康サービスセンター (都城市太郎坊町1364番地1)	敷地面積：30,653.36㎡ 延床面積：2,763.46㎡ 都城健康サービスセンター施設1式

(2) 業務概要

- ①高度な保健業務にかかる中間指導者教育、ボランティア研修等に関すること。
- ②高度な医療機器を使用して行う臨床検査、検診、健康情報管理等に関する業務
- ③施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務
- ④施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑤施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4. 事業計画の概要

事業計画書のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

施設の運営には、専門的かつ高度な技術を要し、また、施設は都城市郡医師会病院及び都城夜間急病センターと一体となっているため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

研修ホールの利用については、規定に基づき可能な限り貸し出すことを基本としており、各種健診、人間ドック等についても、市民が平等に利用できること認められる。

・施設の効用の最大限の発揮について

サービス、利便性の維持向上を図るため、医師会がこれまで蓄積してきた保健、医療、福祉のノウハウを活かした提案である。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

利用者等に影響のない範囲内で経費節減に努めており、施設の維持管理においても、一部の業務を専門業者に委託することで、適正な維持管理が期待できる。

・地域に貢献する取組の確保について

地域雇用を基本としている。地域住民の健康診断や血液検査及び講演会を通じて、健康維持や疾病の早期発見、早期予防を行うことで地域社会に貢献することが認められる。

・管理運営能力について

施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について、健康サービスセンターを運営する為に必要な医療技術者等の人員を配置し、体制を整えていると認められる。

また、利用団体の衛生管理者等を対象に健康教育を実施し、市民の健康増進を支援する取組を計画している。